

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の学校教育に対し、ご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、見出しの件につきまして、5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症が、5 類感染症へ移行したことに伴い、本市の学校教育に係る対応を下記のとおりとしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 基本的な感染症対策

- (1) 児童生徒が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し回避することや、手洗い等の手指衛生や咳エチケット等を適切に行うことができるよう、発達段階に応じて指導します。
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、自宅で静養してください。（「出席停止」ではなく「欠席」になります。）
また、欠席される場合は、「スマートスクールアプリ」等を活用し、確実にご連絡くださいますようお願いいたします。
- (3) 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開にする）、2 方向の窓を同時にあけて換気を行います。

2 学校教育活動

学校教育の実施にあたっては、上記 1 の対策を行いつつ、感染状況が落ち着いている平時には、それ以外に特段の感染症対策を講じることはありません。

3 5 類感染症への移行に伴う出席停止期間等について

(1) 患者の出席停止期間

発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまでとなります。

(2) 周りの人への配慮

症状軽快後、10 日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、周りの人へうつさない配慮を推奨します。（マスクの着用を強制するものではありません。）

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目～
患者	発症 日	発症日から 5 日経過 かつ 症状軽快後 1 日経過					療養 解除	10 日間が経過する までは、周りの 方への配慮を推奨

(3) その他

- ① 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者は特定されません。
- ② 医療的ケアを必要とする児童生徒については、主治医の見解を学校へお知らせください。個別にご相談させていただきます。